



情報(第174号)



令和5年12月28日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画: 社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

ウメモドキ：晩秋の赤い果実が美しく、庭木、盆栽、生け花の花材としても利用される

被保険者証の廃止日決定



政府は、本年 12 月 22 日、被保険者証を令和 6 年 12 月 2 日に廃止すると決定しました。これは、既定路線といえ、令和 6 年秋とされていたものが具体的にいつなのかが焦点となっていました。今後、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行し、社会保険制度上、大転換といえます。

1 被保険者証廃止の説明

報道によると、政府は 22 日の閣議で、マイナンバー法などを一部改正する期日を定めた政令を閣議決定し、デジタル庁の河野太郎大臣は「保険者の準備や窓口での円滑な対応等も考慮し、改正法の施行日を令和 6 年 12 月 2 日にした」と話しています。

被保険者証は、廃止後も猶予期間として 1 年間は利用できます。マイナ保険証を持っていない人には代わりになる「資格確認書」を発行すること、「今後、厚生労働省や総務省など関係省庁と連携し、引き続き保険証の不安払拭やマイナンバーカードの取得円滑化に向けた取り組み、その周知広報を進める」と表明しました。

一方で、医療機受診者が「紙の保険証を持ってきてほしい」と言われてマイナ保険証が使えなかったケースも毎週数件は報告されているとして、「そうした場合にはマイナンバー総合フリーダイヤルに連絡してほしい」と呼びかけています。

2 マイナンバー総合フリーダイヤル

そのマイナンバー総合フリーダイヤルは、次のとおりで、健康保険証利用や各種の照会ができるようです。

0120-95-0178

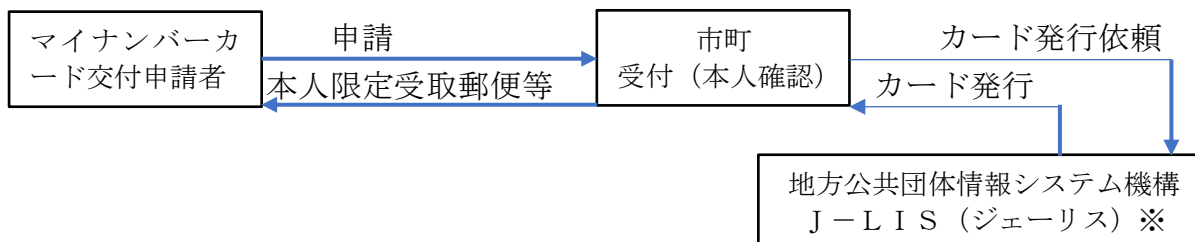
受付時間

平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30

《<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>》

3 マイナンバーカード発行の仕組み

おおまかにご紹介するとマイナンバーカードは、次図の流れとなっており、申請から本人交付まで、現在はおよそ 1 か月を要しているとのこと。



※ 《Japan Agency for Local Authority Information Systems》

4 マイナ保険証廃止に反対の意見

各都道府県に保険医協会が設立されており、少し古い数値ながら、全体で 101,405

名の開業医が加入されているとのことです（医科 64,772 名、組織率 65.1% 歯科 36,633 名、組織率 57.7%、平成 18 年 2 月 1 日現在）。

そして、全国保険医団体連合会では、（要旨）「10 月以降のマイナ保険証トラブル調査の中間集計（回答数 6000 件）では、10 月 1 日以降に「資格情報の無効」「名前・住所の間違い」「負担割合の齟齬」などトラブルありの回答医療機関は約 6 割に及んでいる。いったん医療機関の窓口で 10 割負担となったケースは少なくとも 500 件を超えている。マイナ保険証では国民の医療への確実なアクセス保障にはなり得ない。国民のマイナ保険証に対する不安・不信があり、政府の「総点検」ではこの不安・不信がまったく払拭できていない。払拭することも不可能で、現行の健康保険証の廃止強行は言語道断であり、強く抗議する」と表明されています。

5 厚生労働省の対応

「マイナ保険証」の 11 月利用率は 4.33%、10 月は 4.49%で、利用率は低迷しています。

マイナンバーを巡っては、情報のひも付け誤りなどトラブルが相次ぎ、不安を覚える国民が多いことが浮き彫りの状況です。政府は、今後も再発防止の徹底と利用率向上を目指しています。

6 マイナ保険証実体験

ところで、当職が定期的に通院している歯科医院にて、先月、マイナ保険証を利用できる機器が設置され、さっそく利用しました。

被保険者証は医療機関が一旦受け取って返却される場所、マイナ保険証では、医療機関が受け取りをしません。マイナ保険証を専用の機器にかざして、顔認証かパスワード入力をするだけです。顔認証を選択したところ、直ちに受付がすみ、被保険者証の受付より短時間で完了しました。

7 被保険者証廃止の意味

現状、マイナンバーカードを作成していない段階といて考察してみましょう。被保険者証では、受動的対応であるのに対して、マイナ保険証は能動的対応が必要です。つまり、就職することにより、企業の手続きで被保険者証が発行されるのに対して、マイナ保険証では、3 のとおりマイナンバーカードの交付申請、その後の保険証利用登録をする必要があります。基本的に自己がやらなくてはなりません。被保険者証に慣れ親しんだ文化が変わることを意味し、ここが最も大きな壁といえます。

たしかに、新たな機器が導入されるとその不具合等が出ることは世の常であり、そこは徐々に改善がされると考えられます。

療養の給付（保険医療機関で治療を受けるサービス）の仕組みは、厚生労働省が決めており、今後、被保険者・被扶養者では、マイナ保険証によらないとサービスが受けられないこと、医療機関では、仕組みに沿って診療をしないと診療報酬が支払われないことを決めたこととなります。

医療保険制度が変わってもマイナ保険証 1 枚でよい正の局面も理解する必要がありますでしょう。